

6南管財第431号  
令和7年1月30日

関係各位

南島原市長  
(公印省略)

### 現場代理人の取扱いについて（通知）

南島原市建設工事請負契約書に定めのある、現場代理人について、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。なお、現場代理人の取扱いについて（令和5年4月26日付け5南管財第50号）は、本通知の適用日以降に廃止します。

#### 記

##### 1. 対象

南島原市が発注する工事

##### 2. 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、南島原市建設工事請負契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 南島原市建設工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製品を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
- ⑤ 1件の工事における請負金額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

### 3. 他工事の現場代理人を兼務する場合

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、次のすべての要件を満たす場合には兼務を認めるものとする。なお現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とする。

- ① 兼務しようとする工事が全て、請負金額が500万円未満であること。既に契約している工事については「兼務届」が提出された時点の請負金額が500万円未満であること。兼務している工事が1つでも契約変更等により500万円以上になった場合は、その時点で兼務している工事のみで、それ以上の兼務はできない。ただし、②から⑧に掲げる場合を除く。
- ② 県内公共工事（国、市町等含む）で、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事であること。
- ③ 相互の工事現場の移動距離が10km程度または30分程度で移動できる場合。
- ④ 各々の工事において、請負金額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事であること。
- ⑤ 兼務する工事の件数は2件（災害復旧工事を含む場合は3件以内）までとする。
- ⑥ 発注者又は監督員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応を行うこと。
- ⑦ 兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておくこと。
- ⑧ 兼務する現場代理人は、兼務している工事現場を1日1回以上巡回し、現場管理等に当たること。

### 4. 発注者への報告及び承諾

#### ① 2. ①②④の現場施工を行わない期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等が行われていない期間を明示しておくこと。なお、作業が行われていない期間が変更になった際は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打合せ簿」等により、作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。また、工事の全部の施工を一時中止している期間については、発注者が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

#### ② 2. ③の工場製作のみを施工している期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、

兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により明確にしておくこと。

③ 3の2件以上の工事を同一の現場代理人が兼務する場合

現場代理人が兼務する場合は、現場代理人の通知前に兼務する場合の条件を付した現場代理人兼務承諾協議書（様式－1号）を提出し、各発注者の承諾を得、他工事と兼務していることを明確にしておくこと。

## 5. 現場代理人と技術者等の兼務

- ① 同一工事において現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務は可能とする。
- ② 同一の建設業者が施工する場合で、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の場合は2件まで兼務可能。  
その場合の主任技術者は、工事に必要な1級、2級の国家資格を持つ者とする。
- ③ 経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者は、次の要件をすべて満たし、かつ他に配置する者がいない場合は認める場合がある。
  - ア それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
  - イ 当該営業所において請負契約が締結された建設工事で請負金額が1,000万円未満であること。
  - ウ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
  - エ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3カ月以上）にあること。

## 6. 現場代理人の資格要件

開札日の前日以前に雇用関係があること。その他特別な要件は要しない。

## 7. 途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

## 8. 常駐緩和、兼務を認めない場合

要件を満たしている場合でも、工事の内容、請負者の施工状況等により、常駐緩和、兼務を承諾しない場合や取り消す場合がある。

## 9. 適用日

令和7年2月1日以降に適用する。